

新居浜工業高等専門学校学生修学支援事業基金給付奨学金に係る取扱要領

(令和4年10月18日制定)

(目的)

第1条 この要領は、新居浜工業高等専門学校基金規程(令和4年6月14日規程第1号)第12条に基づき、同規程第3条第2項第1号に規定する事業に関し、その適正な運用を図ることを目的とする。

(奨学金)

第2条 上記の目的を達成するため、選考して給付するものは、「学生修学支援事業基金給付奨学金」(以下「奨学金」という。)とする。

(奨学金の募集要項)

第3条 当該年度に係る奨学金の募集要項について、学生支援委員会の議を経て決定するものとする。

(奨学生の決定)

第4条 奨学金を受ける者(奨学生)について、前条の募集要項に基づき、学生支援委員会の議を経て決定するものとする。

(奨学金の事務)

第5条 奨学金の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月18日から施行する。